

令和8年度

岡山県青少年の島（六口島）管理運営業務

募集要項

令和8年2月

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

岡山県青少年の島（六口島）管理運営業務募集要項

岡山県青少年の島（六口島）管理運営業務の受託者を、次のとおり募集する。

1 青少年の島の設置目的等

青少年の島は、青少年の健全育成を目的として、自然とのふれあいの少ない現代の青少年が日常では得られない島での生活を通して、「自然の厳しさ、尊さを体験し、仲間と時間を共有することで、真の友情と人間本来の生き方を追求する場所」として生まれた。このため、電気・ガス・水道はなく、最低限の施設以外は自然のままとなっているため、利用者の自己管理・自己責任の下で利用してもらうことが原則となっている。

2 対象施設

(1) 名称

岡山県青少年の島（六口島）（以下「島」という。）

(2) 所在地

倉敷市下津井六口島

(3) 施設概要（詳細は別紙のとおり）

遊歩道・テントサイト・倉庫・トイレなど

3 受託者が行う管理の基準

島の管理の基準は、岡山県青少年の島（六口島）管理運営業務仕様書のとおりとする。

4 受託者が行う業務の範囲

- (1) 島の施設、設備及び備品の維持管理に関すること。
- (2) イベントキャンプの実施に関すること。
- (3) その他島の管理運営に関すること。

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 管理運営費

4の業務に要する経費に充てるため、県は、予算の範囲内で委託料を受託者に支払う。

7 応募の方法

(1) 応募資格

ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 法人等（任意団体の場合は、その代表者）が、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

- (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等及び役員に暴力団の構成員等に該当する者がいる法人等
 - (オ) 岡山県税に未納がある者
- ウ 複数の法人等が共同体を構成して応募する場合、当該共同体の全ての構成員が上記の要件を満たすこと。
- なお、当該共同体の構成員は、この募集において他の共同体の構成員となること又は単独で応募することはできない。
- (2) 募集要項等に関する質問の受付
募集要項等に関する質問は後記11へ電話で問い合わせること。
- (3) 応募の受付
- ア 受付期間
令和8年2月24日（火）から3月9日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。受付時間：午前9時から午後5時まで）
- イ 提出書類
- (ア) 岡山県青少年の島（六口島）管理運営業務応募申込書（様式第1号）
 - (イ) 岡山県青少年の島（六口島）の管理運営に係る事業計画書（様式第2号）
 - (ウ) 見積書（様式第3号）
 - (エ) 自然体験活動及び施設管理等の実績（様式第4号）
 - (オ) スタッフ名簿（様式第5号）
 - (カ) 岡山県青少年の島（六口島）管理運営業務の応募に係る申立書（様式第6号）
 - (キ) 役員名簿（様式第7号）
 - (ク) 応募申込書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - (ケ) 応募申込書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（応募申込書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録）
 - (コ) 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (ク) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - (シ) 法人等の設立趣旨、組織、事業内容等の概要が分かるもの
 - (ス) 岡山県税の完納証明書
 - (セ) その他必要と認められる書類等

ウ 提出部数

1部

エ 提出場所

岡山県子ども福祉部子ども家庭課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

オ 提出方法

前記提出場所（岡山県子ども・福祉部子ども家庭課）まで持参、又は郵送すること。なお、郵送による場合は書留郵便とし、令和8年3月9日（月）午後5時までに必着とすること。

8 受託者の選定

(1) 選定委員会の設置

県は、選定委員会を設置し、提出された事業計画書等について審査を行い、募集要項等に定めるところにより、受託者を選定する。

(2) 選定結果の通知等

選定結果は、応募申込者あて書面で通知する。

9 契約に関する事項

受託者の決定後、県と受託者は、業務の実施に係る基本事項と令和8年度の管理運営費を定めるため、令和8年度当初に次の事項を基本内容とする管理運営に関する契約を締結するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 業務に要する費用に関する事項

(3) 業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 業務の報告に関する事項

(5) 委託の取消し及び業務の停止に関する事項

(6) その他県が必要と認める事項

10 その他

(1) この事業は、本事業に係る令和8年度予算が県議会で議決された場合に実施するものとし、予算が議決されなかった場合は実施しないものとする。

(2) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(3) 申請者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(4) 申請者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。

(5) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(6) 提出された書類は、返却しない。

(7) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

(8) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

11 問い合わせ先

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL : 086-226-0557 (直通) FAX : 086-234-5770

電子メールアドレス kodomokatei@pref.okayama.lg.jp

別紙

岡山県青少年の島（六口島）の概要

1 名称

岡山県青少年の島 六口島

2 所在地

岡山県倉敷市下津井 六口島

3 沿革

平成2年 開設

4 面積

(1) 青少年の島野営場 約1.72ha

(2) 遊歩道 約0.32ha

5 主な施設

(1) テントサイト (約20張)

(2) 広場・ファイヤーサイト (約900㎡)

(3) 倉庫1棟(78㎡)

(4) トイレ2棟 (1棟14㎡×2)

(5) 炊飯所

(6) 井戸

(7) 物置2棟 (物置、旧艇庫)

6 利用資格

原則として、岡山県在住の9歳から30歳までの青少年とその引率者

7 利用料

無料

(ただし、利用者は子ども家庭課が指定する清掃等のボランティア活動を実施することとする。)

8 アクセス方法

児島観光港より渡船で約20分 (定期便はなし)

9 施設利用者数 (延べ人数)

令和5年度	令和6年度	令和7年度 (R8.1月末)
251人	42人	42人

青少年の島(六口島) NO. 1



渡船乗り場



遊歩道



キャンプサイト



広場・ファイヤーサイト



井戸



トイレ(2箇所あり)



海岸

青少年の島(六口島) NO. 2



倉庫内部
(テント)



倉庫内部
(毛布)



倉庫内部
(ボランティア用具)



倉庫内部
(飯ごう・調理道具セット)

青少年の島(六口島) キャンプの様子



テント張り①



テント張り②



ワーク活動(竹細工)



食事作り